

遠賀川水系河川整備計画（案）

【大臣管理区間】

平成19年1月

国土交通省 九州地方整備局

遠賀川の川づくり

河川法の改正により、従来の「治水」「利水」という2つの柱に「環境の整備と保全」が追加され、長期にわたる河川整備の目標を定める「河川整備基本方針」及び今後当面の間に計画的に行うこととなる具体的な河川工事及び河川の維持について定める「河川整備計画」を策定することとなりました。

遠賀川における策定の経緯については、平成16年6月14日に「遠賀川水系河川整備基本方針」を策定、その後河川整備計画の策定を目指し、学識者懇談会ならびに地域の説明会等を実施し、多くの意見をいただけてきました。このたび策定した「遠賀川水系河川整備計画」（以下「整備計画」）では今後概ね30年間の河川整備の内容を定めており、「居心地のいい安らぎと愛着のある遠賀川をめざして」を基本理念に、以下のような考え方に基づき川づくりを進めることとしています。

遠賀川はこれまで着実に河川整備を進めてきましたが、平成15年7月19日の洪水では、飯塚・穂波地区を中心に甚大な被害に見舞われました。このような状況も踏まえ、今回策定した河川整備計画では、当時と同規模の洪水に対しても安全に流すことのできる治水対策を進めます。また、整備途上において計画規模以上の洪水が発生した場合でも、その対応として、自助・共助・公助がバランスよく機能するように、地域の方々や関係機関と連携し、水系一体となった取り組みを進めます。

遠賀川はかつて、石炭産業を支え、日本の近代化に大きな役割を果たしました。しかし、その陰で、「ぜんざい川」と呼ばれるほど黒く濁り、近代化が進む中で水質が悪くなっていくなど、いつしか川の存在は人々の心の中から薄らいでいき、現在では水質とゴミ問題も大きな課題となっています。近年、鮭の遡上の話題で心が和むように、遠賀川の川づくりは、より地域に親しまれ、癒される居心地のいい水辺空間を創出するとともに、自然にやさしい川づくりを進めます。また、流域で育った子どもたちが、自然体験等の環境に関する川での学習を通じ、川とふるさとを大切に想う心を養い、心豊かに育つような環境も整えることで、水質とゴミ問題についても解決の方向に向かうことを期待します。

一方、遠賀川流域には川にまつわる歴史や文化が数多く存在しており、川づくりにあたっては、これらのかげがえのない財産を活かし、水辺ににぎわいがあふれ、それがまちの活力となって新たな観光につながるよう、人が集い・ふれあい・親しむことができる川づくりを進めます。

さらに、流域には川に親しみを持って活動している住民団体の方々が多くおられ、この活動は地域のかげがえのない財産です。これからも地域の方々との対話や意見交換を繰り返し、より一層愛着を感じられる川づくりを地域と共に進めます。

最後に、遠賀川は流域に住む私たち共有の財産です。みなさんが遠賀川をもっともっと好きになるような親しみのある川をつくり、未来に誇れる遠賀川を継承したいと考えています。そのためには、私たち一人ひとりが「川を守り・育てていく」ことが必要です。

平成19年 春

目 次

	頁
1. 遠賀川の概要	1
1.1 流域及び河川の概要	1
1.2 治水の沿革	11
1.3 利水の沿革	16
2. 遠賀川の現状と課題	17
2.1 河川整備の現状と課題	17
2.1.1 河道の整備状況	17
2.1.2 内水対策	19
2.1.3 堤防の安全性	20
2.1.4 河川管理施設の状況及び操作管理	21
2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	22
2.2.1 河川水の利用	22
2.2.2 自然環境	24
2.2.3 河川空間の利用	35
3. 河川整備の目標に関する事項	42
3.1 河川整備計画の基本理念	42
3.2 計画対象区間及び計画対象期間	47
3.2.1 河川整備計画の対象区間	47
3.2.2 河川整備計画の対象期間	49
3.3 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	50
3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	52
3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	53
4. 河川整備の実施に関する事項	54
4.1 河川整備の実施に関する基本的な考え方	54
4.1.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減	54
4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	54
4.1.3 河川環境の整備と保全	54

	頁
4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行 により設置される河川管理施設等の機能概要	56
4.2.1 洪水対策に関する整備	56
4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備	68
4.2.3 河川環境の整備と保全に関する整備	69
4.3 河川の維持管理の目的、種類及び施行の場所	75
4.3.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	75
4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	88
4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項	89
5. 住民参画と広報活動	92
5.1 住民参加と地域との連携による川づくり	92
5.2 地域住民の関心を高めるための広報活動	92